

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

産業企画課

- 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

- 有害図書の指定

〃

- 優良興行の推奨

〃

- 保安林の指定

治山課

【公告】

- 落札者等の決定

消防保安課

- 随意契約の相手方の決定

税務課

- 落札者等の決定

情報政策課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百九十五号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表産業労働部の部世界にチャレンジ！販路開拓支援事業費補助金の項から国際ビジネスパーソン育成事業費補助金の項までを削り、同部一般社団法人岡山県国際経済交流協会事業費補助金の項中「一般社団法人岡山県国際経済交流協会事業費補助金」を「国際ビジネスコーディネーター活動事業費補助金」に、「一般社団法人岡山県国際経済交流協会が岡山県経済の国際化を推進するために実施する」を「国際ビジネスコーディネーターが県内企業の海外進出及び外資系企業の県内進出を促進する」に改め、同部中国東北・内陸地域との経済交流事業費補助金の項を削り、同部岡山県小規模事業指導費補助金の項中「振興および」を「振興及び」に、「商工連合会および商工会議所」を「商工会連合会及び商工会議所等」に、「および技術改良ならびに」を「及び技術改良並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

岡山県中小企業団体中央会補助金	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導の促進	岡山県中小企業団体中央会	中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を行うために要する経費	定額
-----------------	--------------------------------	--------------	---	----

表産業労働部の部中岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与事業割賦損料補助金の項及び岡山県物流施設誘致促進補助金の項を削り、岡山県大規模工場等立地促進補助金の項の次に次のように加える。

岡山県拠点工場化等投資促進補助金	県内への企業の投資の促進及び産業の振地して	既に県内に立	認定施設に係る設備投資に要する経費	補助対象経費の百分の十五以内
------------------	-----------------------	--------	-------------------	----------------

岡山県産業団地開発調査事業補助金	興		
企業誘致の受け皿となる優良な「売れる産業団地」の確保	いる製造業者で、新たに製造拠点を設けるもの		
		市町村	
		開発候補地の選定、開発手法の検討、事業の採算性の検討、概略設計その他新たな産業団地の開発の可能性を調査するため必要な経費	
			補助対象経費の二分の一以内。ただし、一市町村当たり百万円を限度とする。

表産業労働部の部岡山バイオマスイノベーション創出補助金の項中「又は大学等研究機関の研究者、企業若しくは団体で構成されるグループであって県内の企業を構成員とするもの」を削り、「セルロースナノファイバー複合材料の製品化」を「セルロースナノファイバー実用化技術の開発」に、「木質系バイオマス由来高機能材料の製品化」を「木質系バイオマス素材の実用化技術の開発」に改め、同項の次に次のように加える。

岡山バイオマスイノベーション創出支援補助金	新たな木質バイオマス産業の創出及び次世代を担う新たな産業基軸の育成	県内の企業	セルロースナノファイバー等の実用化に向けた素材開発に必要な経費	補助対象経費の三分の二以内
-----------------------	-----------------------------------	-------	---------------------------------	---------------

岡山バイオオマ ス地域イノベ ーション創出 支援補助金	木質バイオオマ スの利活用に よる地域の活 性化及び産業 の振興	市町村	木質バイオオマスの 利活用による地域 の活性化及び産業 の振興への取組に 要する経費	補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、一市町村当た り五百万円を限度 とする。
--------------------------------------	--	-----	--	--

表産業労働部の部メデイカルテクノバレー形成促進事業費補助金の項中「メデイカル
テクノバレー形成促進事業費補助金」を「メデイカルテクノバレー形成推進事業費補助
金」に改める。

平成27年6月9日 岡山県公報 第11692号

◎岡山県告示第二百九十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	給食番長	よしなが こうたく 作 マーガレット・ワイルド 文 リトバ・ボウテイヤラ 絵	好 学 社 国 土 社	小学生（低） "（低）
2	ライオンのひみつ	木 坂 涼 訳		
3	食べているのは生きものだ	森 枝 卓 士 著	福 音 館 書 店	"（中）
4	ネバーギブアップ！	くすのき しげのり 著 山 本 孝 絵	小 学 館	"（中）
5	マツナス 新・世界図絵	アレクサンドラ・ミジュリンスカ 作・絵 ダニエル・ミジュリンスキ 作・絵 徳間書店児童書編集部 訳	徳 間 書 店	"（高）
6	なりたい二人	令 丈 ヒロ子 作	P H P 研 究 所	"（高）
7	光のうつしえ	朽 木 祥 作	講 談 社	中 学 生

平成27年6月9日 岡山県公報 第11692号

◎岡山県告示第二百九十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名 称	発行者等
1	月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	鉄 人 社
2	〃	恋愛天国パラダイス 7月号	竹 書 房
3	〃	恋愛白書パステル 7月号	宙 出 版
4	〃	チャソングロード 7月号	笠 倉 出 版 社
2	書 籍	銃器使用マニュアル 第3版	ゲータハクス

◎岡山県告示第二百九十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる興行を次のとおり推奨する。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

種別	題 名	制 作
映画	見えないから見えたもの ～拝啓 竹内昌彦先生～	「拝啓 竹内昌彦先生」映画化実行委員会

◎岡山県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市吉永町高田字小原上五九の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年6月9日 岡山県公報 第11692号

〔二二〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県消防防災ヘリコプター消防救急無線デジタル化委託業務

二 契約期間

平成二十七年五月十五日から平成二十八年一月十五日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県消防保安課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年五月十五日

五 落札者の氏名及び住所

四国航空株式会社

岡山市南区浦安南町六七二番一号

六 落札金額

三八、八八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八八〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年四月三日

平成27年6月9日 岡山県公報 第11692号

〔二二一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

社会保障・税に関わる番号制度に係る税トータルシステム改修業務（開発及び情報連携の設計）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年五月二十九日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

九九、九〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、四〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第二号に該当するため

平成27年6月9日 岡山県公報 第11692号

〔二二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年六月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称及び数量

岡山情報ハイウェイ運用管理委託 一式

二 契約期間

平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年五月二十六日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番地

六 落札金額

一月当たり七、五五三、五二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五五九、五二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年四月十四日